

# 相模原市障害者地域作業所連絡協議会 規約

## 第一章 総則

### 【名称】

第一条 この会は、相模原市障害者地域作業所連絡協議会（略称 障作連）という。

### 【事務局】

第二条 この会の事務局を相模原市中央区松が丘 1 丁目 23 番 1 号「相模原市障害者支援センター松が丘園」に置く。

### 【目的】

第三条 この会は、ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、障害者がより充実した地域生活を送ることができるよう障害者団体、福祉サービス事業所等及び関係団体と共通課題の解決に向け協力し合い、相模原市における障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

### 【活動】

第四条 この会は、前条の目的を達成するために次の組織を作り活動を行う

- 障害当事者中心の地域生活を構築するための活動
- 障害者福祉に関する普及・啓発活動
- 障害者の自立支援・地域福祉促進に関する調査研究・企画・提言
- 会員の支援技術と支援者としての人権意識の向上を図るための活動
- 会員相互の交流
- その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### 【事業】

第五条 この会の活動を実施する上で必要な事業の一部を業務委託できるものとする。

## 第二章 会員

### 【会員の資格および入退会】

第六条 この会の会員は、相模原市に在る障害福祉サービス事業所等とする。また会員となる事業所等は非営利団体であることを原則とする。

2 またこの会の加入については、書面をもって会長に届け、代表者会の承認を得なければならない。

3 またこの会を退会する時は、書面をもって会長に届けるものとする。

4 またこの会の会員には、A会員とB会員があり、A会員は議決権を持つこととする。

### 【会費】

第七条 会員はすべての年会費を納入する義務を負う。

2 またこの会の年会費は、5,000円とし、代表者会の承認で変更できることとする。

## 第三章 役員

### 【役員の種類及び選任】

第八条 この会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 一般役員 2名以上

2 会長の選任は、会員の互選によって決定する。

3 役員を選任は、会長が指名し決定する。

### 【役員の仕事】

第九条 会長はこの会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会務を統括する。また、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。なお、副会長が2名以上の場合は、

会長があらかじめ代表者会の議決を経て定めた順序により、その職務の代理などを行う。

3 一般役員は、会の円滑な運営に必要な業務を行う。

#### 【任期】

第十条 役員任期は2年とし、再選を認めない

2 補欠として選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 【解任】

第十一条 役員に職務上の義務違反、その他役員として相応しくないと認められるときには、代表者会の議決を経て解任することが出来る。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員に弁明の機会を与えなくてはならない

#### 【役員会】

第十二条 役員会は役員を持って組織し、次にあげる職務を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算案の作成
- (2) 公的文書等の作成
- (3) 会の活動に関する諸調整
- (4) 緊急を要する事項の決定

2 役員会は会長が招集する。

#### 【役員会の定足数と議決】

第十三条 役員会は役員過半数の出席(書面委任含む)がなければ議事を開き、議決することが出来ない。

2 役員議決は、出席した役員(書面委任含む)過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

## 第四章 組織

### 【代表者会】

第十四条 代表者会は、この会の最高議決機関とし、以下の事項は代表者会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告・収支決算の承認
- (2) 事業計画・収支予算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 新規入会の承認
- (5) 部会等の承認

2 代表者会は、各 A 会員の代表者で構成する。ただし代表者以外の参加を拒むものではない。

3 代表者会は、会長が招集する

4 代表者会は議決権を持つ A 会員の過半数の出席(書面委任含む)がなければ、その議事を開き議決することはできない。

5 代表者会の議決権は各 A 会員 1 票とし、出席者(書面委任含む)の過半数を持って議決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

6 代表者会の付議事項は会員、各部会、各分科会、役員会から提出された事項および会長が必要と認めた事項とする。

7 付議事項の提出者は、代表者会において説明を行う。

### 【部会および分科会】

第十五条 この会は部会及び分科会をもって構成し、相互に連携・協力し、運営に努める。

2 地域発信部会とレク部会を設置し、その時々の実情に合わせた分科会を設置する。部会には 1 名の部会長と 1 名以上の副部会長を置くこととする。

3 この会の目的を達成するための第四条にある活動をより具体化するために地域発信部会とレク部会を設置する。

4 地域発信部会では広報やハンドメイドショップ パオバブの運営を通じて、障害当事者の社会参加の機会と普及・啓発のための活動を検討する。そのために必要な分科会を設置する。

5 レク部会では、余暇活動等を通じて障害当事者の生活の幅の広がりや交流の機会を検討する。そのために必要な分科会を設置する。

6 部会および分科会の設置は、代表者会の承認を必要とする。また目的を達成した分科会はその年度をもって解散することを前提とする。

#### 【会計監査】

第十六条 この会の会計執行の状況を監査するために、会計監査を1名置く。任期は2年とする。

2 会計監査は、会長の指名により選出する。

3 会計監査は、この会の会計執行の状況について年一回以上監査し、その監査内容を代表者会において報告する義務を有する。

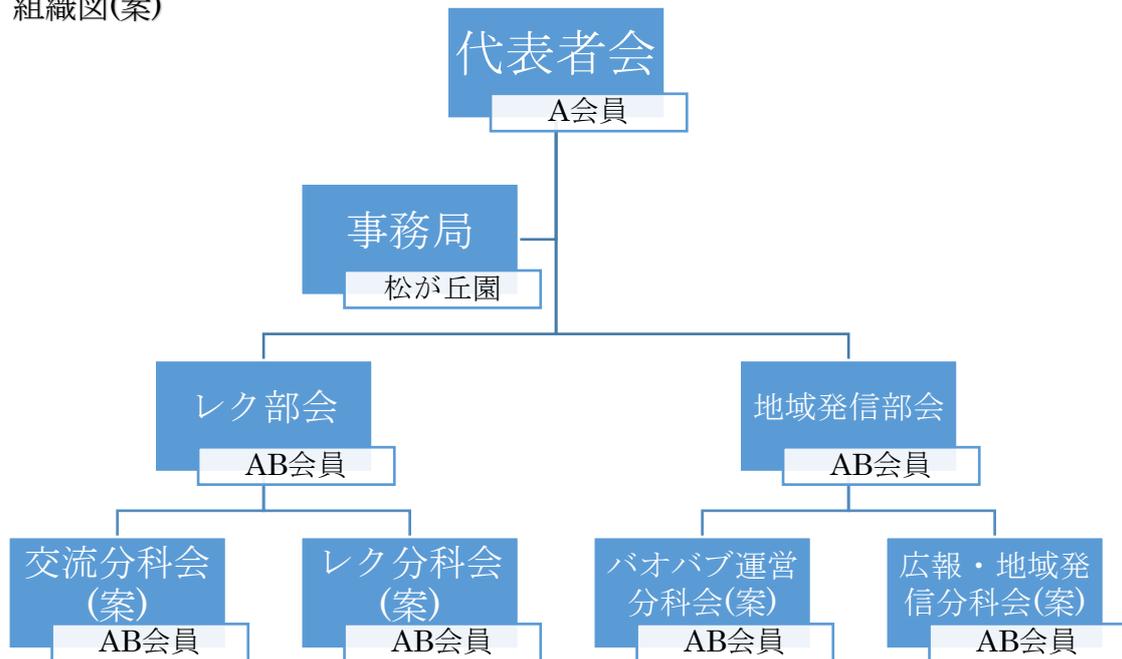
#### 【事務局】

第十七条 この会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、以下の業務を行う。

- (1) 会議の連絡および会議における庶務業務
- (2) 関係機関との連絡窓口業務
- (3) 予算執行に基づく出納業務
- (4) 各種事業の実施補助業務

## 組織図(案)



## 第五章 会計

### 【会計の構成】

第十八条 この会の会計は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金および助成金
- (3) ハンドメイドショップ バオバブ売上手数料
- (4) その他収入

### 【会計年度】

第十九条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第六章 規約の改正

### 【規約の改正】

第二十条 この規約を改正する時には、議決権を持つ会員の3分の2以上(書面委任含む)の承認を得なければ規約を改正することができない。

## 第七章 その他

### 【施行細則】

第二十一条 この規約の施行についての細則は、代表者会において定める。

附則

この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。